婚姻費用の算定

　以下，「養育費，婚姻費用の算定に関する実証的研究」（司法研究報告書第70輯第2号）を，単に「司法研究」という。

１　当事者に関する事情

(1) 権利者（請求者）に関する事情

　権利者は，サンプル太郎である。権利者の総収入（給与所得）は，年額2,400,000円である。

(2) 義務者（支払者）に関する事情

　権利者は，サンプル花子である。義務者の総収入（給与所得）は，年額6,000,000円である。

(3) 子どもに関する事情

　権利者が養育する子どもは，サンプル次郎（以下「子1」という。）である。子1の年齢は，11歳である。

２　改定標準算定方式に基づく婚姻費用（基準額）の算定

　改定標準算定方式に基づき，権利者及び義務者の基礎収入を算出し，それぞれの生活費指数を用いて婚姻費用（基準額）を算定する。

(1) 基礎収入

権利者の基礎収入

＝年収2,400,000円×43％（司法研究35頁）

＝1,032,000円

義務者の基礎収入

＝年収6,000,000円×41％（司法研究35頁）

＝2,460,000円

(2) 生活費指数

　権利者，子1及び義務者の生活指数は，それぞれ，100，62及び100である（司法研究47頁）。

(3) 婚姻費用（基準額）

＝（義務者の基礎収入＋権利者の基礎収入）×権利者及び子1人の生活費指数÷（権利者及び子1人の生活費指数＋義務者の生活費指数）－権利者の基礎収入

＝（2,460,000円＋1,032,000円）×（100＋62）÷（100＋62＋100）－1,032,000円

≒1,127,176円（年額）【小数第一位を四捨五入】

≒94,000円（月額）【百の位を四捨五入】

３　婚姻費用（基準額）分担後の義務者の生活費

　続いて，婚姻費用（基準額）分担後のそれぞれの生活費を算定する。

(1) 婚姻費用（基準額）分担後の権利者及び子1人の生活費

＝権利者の基礎収入及び特別経費＋婚姻費用（基準額）

＝｛1,032,000円＋総収入2,400,000円×18.19%（司法研究31頁-資料2 ）｝÷12ヶ月＋94,000円

≒216,000円（月額）【百の位を四捨五入】

(2) 婚姻費用（基準額）分担後の義務者の生活費

＝義務者の基礎収入及び特別経費－婚姻費用（基準額）

＝｛2,460,000円＋総収入6,000,000円×18.23%（司法研究31頁-資料2 ）｝÷12ヶ月－94,000円

≒202,000円（月額）【百の位を四捨五入】

４　子どものための住居費，医療費及び保険掛金

　なお，改定標準算定方式に基づく算定においては，子1人のための住居費，医療費及び保険掛金は，婚姻費用（基準額）に含まれていないので，権利者は，子1人の住居費，医療費及び保険掛金を全面的に負担する必要がある一方，義務者は，子1人の住居費，医療費及び保険掛金は分担していない。

５　特別事情（子1の私学等通学）による修正

　婚姻費用（基準額）分担後の子1の生活費に含まれる学校教育費を算出し，これを実際の学校教育費から控除し，その残額（不足学校教育費）について（岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ1209号11頁中「B　生活費指数のうち教育費の占める割合を用いる方法」参照），義務者及び権利者が均等に分担するものとして（大阪高裁平成26年8月27日決定・判例時報2267号57頁所収参照），子1の私学等通学による加算額を算出する。

(1) 婚姻費用（基準額）分担後の子1の生活費に含まれる学校教育費

＝（義務者の基礎収入＋権利者の基礎収入）×子1の学校教育費指数÷（権利者及び子1人の生活費指数＋義務者の生活費指数）

＝(2,460,000円+1,032,000円）×11（司法研究47頁-資料7）÷（100+62＋100）

≒146,611円（年額）【小数第一位を四捨五入】

(2) 子1の不足学校教育費のうち義務者分担額

＝（学校教育費実額－婚姻費用（基準額）分担後の子1の生活費に含まれる学校教育費）÷2

＝（754,236円－146,611円）÷2

≒303,813円（年額）【小数第一位を四捨五入（負の場合は0円）】

６　特別事情による修正後の婚姻費用

　婚姻費用（修正後）

＝（婚姻費用（基準額）（年額）＋子1の不足学校教育費のうち義務者分担額）÷12

＝（1,127,176円＋303,813円）÷12

≒119,000円（月額）【百の位を四捨五入】

以上

合意書

2021 年 5 月 25 日

甲（請求者）　　　　　　　　　　　乙（支払者）

　住所：　　　　　　　　　　　　Ｅ　住所：　　　　　　　　　　　　Ｅ

　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ

　氏名：　　　　　　　　　　印　　　氏名：　　　　　　　　　　印　Ｅ

指定口座

　金融機関名：　　　　　　　　　　　支店名：　　　　　　　　　　　Ｅ

　口座の種類：普通預金

　口座番号：　　　　　　　　　　　口座名義：　　　　　　　　　　　Ｅ

　甲及び乙は，甲乙間の婚姻費用の分担に関し，本日，以下のとおり合意する。

第１条（婚姻費用の分担）

　乙は，甲に対し，婚姻費用の分担として，2021年5月から離婚又は別居解消に至るまで，毎月末日限り，月額119,000円を，甲指定の上記指定口座に振込送金して支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第２条（婚姻費用分担額の増減）

　甲及び乙は，以下の各号に定める事情が生じた場合，前条の婚姻費用分担額について改めて協議して定める。

①　甲，乙又はその監護する子について，受験・進学，習い事，病気，事故その他特別の支出が必要となる場合

②　甲又は乙の収入が増減した場合

③　甲の監護する子が満15歳に達した場合

　以上を証するため，本合意書を2通作成し，甲及び乙が各1通保有する。